

近江草津徳洲会病院 院内感染対策の指針

病院長

I. 院内感染対策に関する基本的考え方

1. 院内感染症の発生を防止し、予防活動の円滑な実施を図る
2. 労働安全衛生法の主旨に基づき、職場の労働安全管理に関する基本的事項を定め、職員の安全と健康を確保する
3. 当院における感染防止を積極的に行い、職員に対する教育・訓練・啓蒙を行い、感染対策に関する問題を把握し解決する事により院内衛生管理を期するため感染防止対策部門を設置する
4. 院内における感染防止対策を確立するため院内感染対策委員会を設置する
5. 当院の院内感染防止対策の実務を行う機関として感染対策チームを設置する

II. 院内感染防止対策のための委員会、その他の組織に関する基本的事項

当院は病院長のもとに院内感染対策を推進するために以下の組織を設置する

1. 感染対策管理室

病院長直属の部署として、院内感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講じる等、院内感染対策活動の中核的な役割を担う。重要事項を定期的に病院長に報告する義務を有する

2. 院内感染対策委員会 Infection control committee (ICC)

院内感染管理体制の確保および院内感染対策に関する方針の決定機関として、病院長が問題を把握し対策決定するための決定機関である

3. 感染制御チーム Infection control team (ICT)

ICT は効果的な感染制御を行う実働部隊として、日常業務としての感染対策を計画立案する

4. 抗菌薬適正使用支援チーム antimicrobial stewardship team (AST)

AST は抗菌薬適正使用を推進し適切な抗菌薬治療を通して、薬剤耐性菌を減少させる

III. 院内感染対策のための医療従事者等に対する研修に関する基本方針

- ・院内感染対策の基本的考え方及び具体的方策について、全職員対象に講習会を年に2回以上定例開催する
- ・研修は採用時の初期研修、職種別、必要時個別、部署単位、全職員（委託も含む）を対象に研修会を開催する

IV. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- ・日常的に感染症の発生状況を把握するために対象限定サーベイランスを実施し、結果を感染対策に生かす
- ・アウトブレイクあるいは異常発生は迅速に感染経路を特定し、対応する
- ・特定の感染症の院内集団発生を認めた場合は、保健所などと連携を取り対応する
- ・新感染症、指定感染症などについて、常に情報収集を行い発生に備える

V. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- ・感染症に関するデータを感染対策室に集約し、ICTが常に感染対策の順守状況を確認する

- ・常に手指衛生、標準予防策、感染経路別予防策、清潔な環境の提供、抗菌薬及び消毒薬適正使用に努める
- ・予防接種の推進、血液・体液暴露予防の順守など、職業感染防止に努める
- ・患者や家族に対してインフォームドコンセントを行い、患者教育・患者支援と共に患者協力や参加を促す

VI. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

院内で患者の目につく場所に当該指針を掲示するとともに、ホームページに掲載され、いつでも誰でも閲覧できる

VII. その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染を防止し、患者の安全と職員の健康・安全を守り、チーム医療としての組織的運営を図り、経済性も考える。院内感染、そして職場環境の実態把握をするための調査及び院内巡視、点検、感染及び伝播の防止や職員の安全と健康の確保を目的に、対策がマニュアルに沿っているか否か管理する